

IV. 知的財産侵害物品の取締り

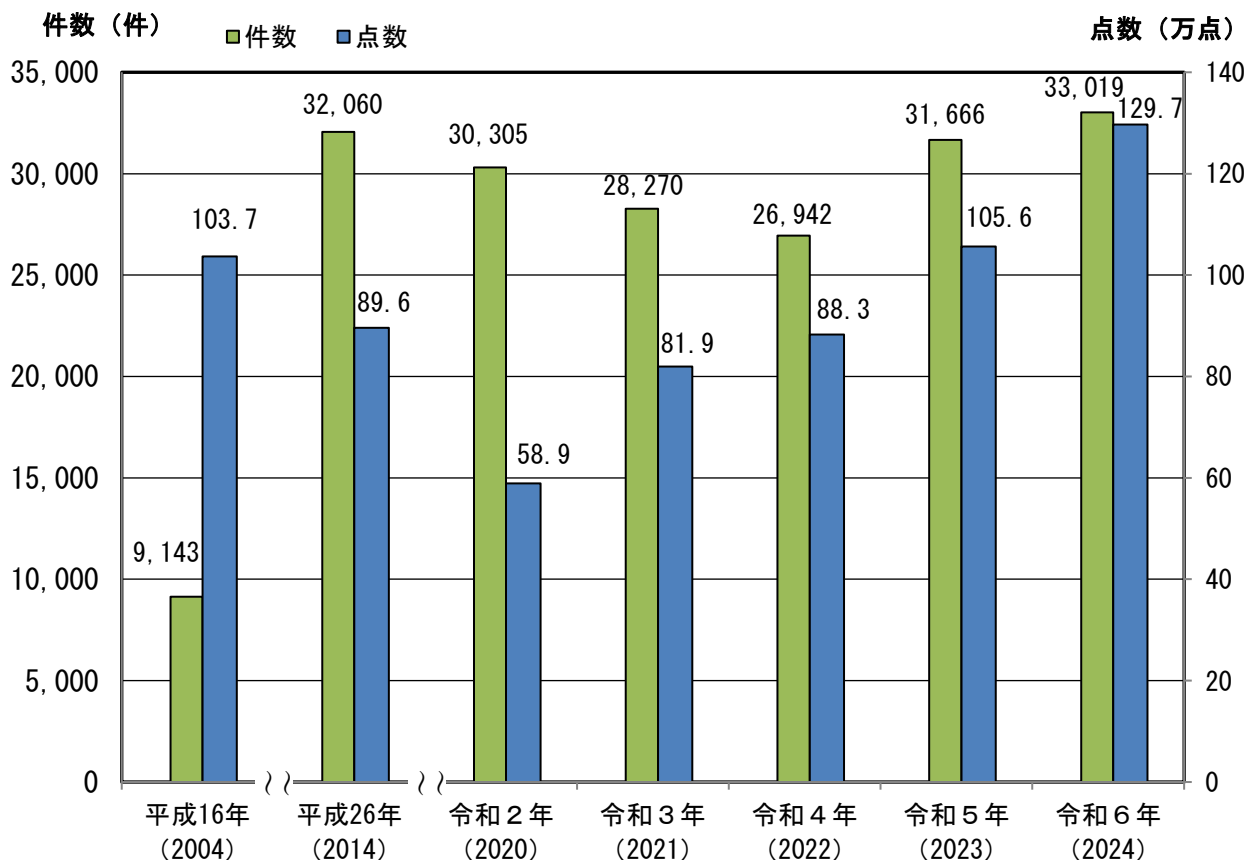
偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出及び輸入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。知的財産を侵害する物品であると認定された場合、税関により没収されるのみならず、場合によっては関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

1. 知的財産侵害物品の差止状況

(1) 差止実績の推移（令和 6 年※）

税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、33,019 件（前年 4.3%増）で、3 万 3 千件を超え、過去最多を更新しました。輸入差止点数は、1,297,113 点（前年比 22.8%増）でした。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。

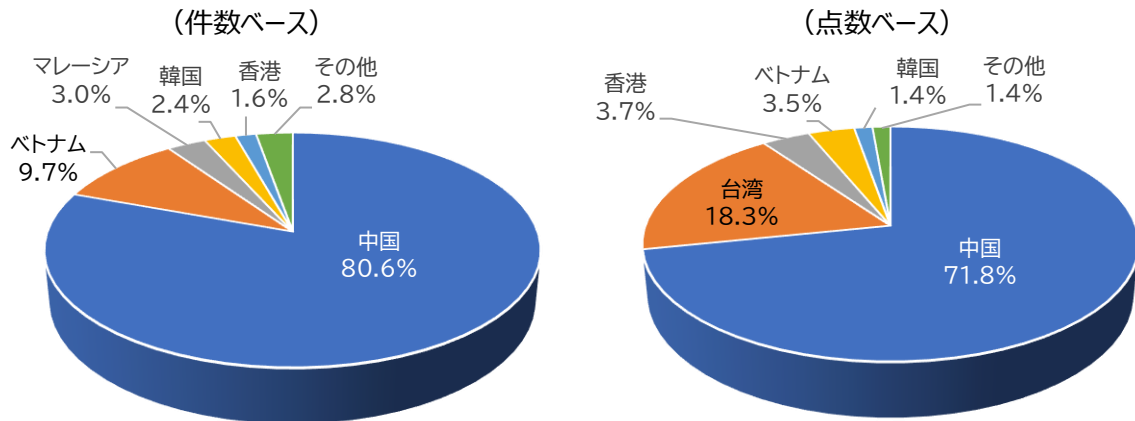
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。

※ 財務省 HP http://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2024/index.html

(2) 仕出国（地域）別輸入差止実績

輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが 26,604 件（構成比 80.6%、前年比 5.3% 増）で、引き続き最多となっています。輸入差止点数も、中国を仕出しとするものが 931,082 点（構成比 71.8%、前年比 1.0% 増）で、件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が大部分を占めています。

仕出地別輸入差止実績の構成比（令和 6 年）

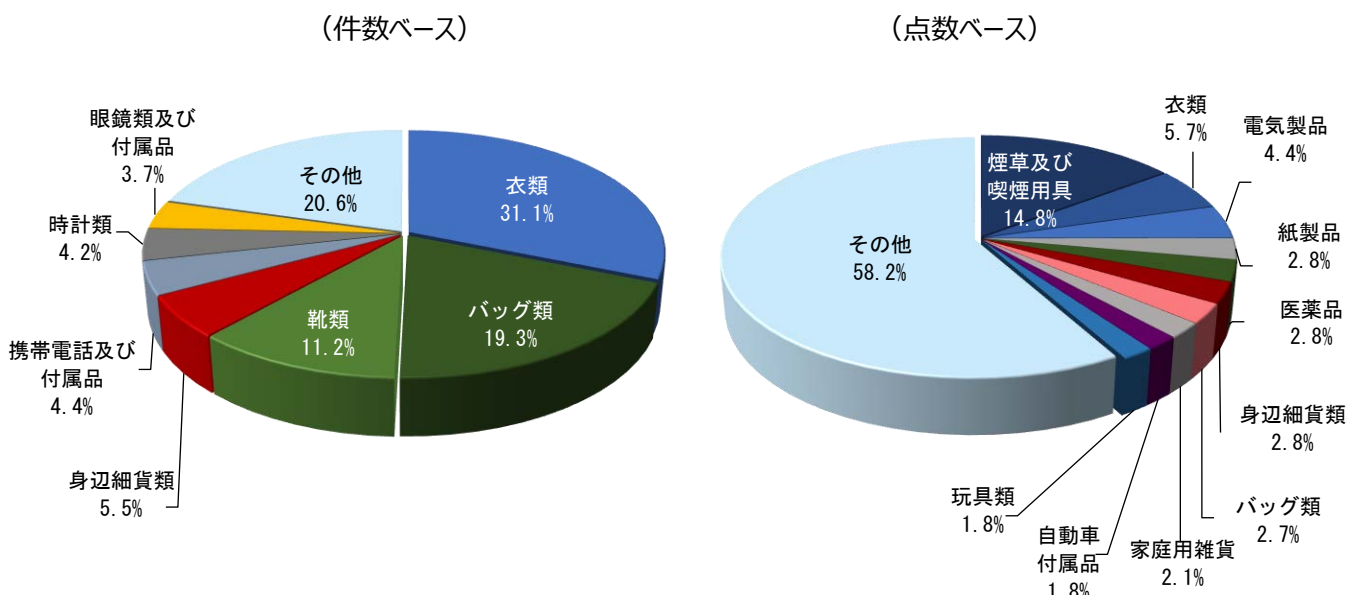


(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合がある。

(3) 品目別輸入差止実績

輸入差止件数は、衣類が 11,774 件（構成比 31.1%、前年比 13.2% 増）と最も多く、輸入差止点数は、煙草及び喫煙用具が 191,976 点（構成比 14.8%、前年比 39.6% 減）と最も多くなっています。

品目別輸入差止実績の構成比（令和 6 年）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合がある。

(4) 知的財産侵害物品の主な差止事例

◆輸入差止めが多い物品

セーター (商標権)



ハンドバッグ (商標権)



◆輸入差止めが増加した物品

シャワー器具 (商標権)



イヤホン (意匠権)



◆健康や安全を脅かす危険性のある物品

医薬品 (商標権)



グミキャンディー (商標権)



2. 知的財産侵害物品の摘発状況

令和6年の1年間において、密輸入事件等10件を告発しました。

[事例1] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中国から航空貨物により

商標権を侵害する衣類 34点

を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。

(令和6年10月・東京税関)



[事例2] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中国から国際郵便物により

商標権を侵害するネックレス等 887点

を密輸入しようとしたベトナム人2名を関税法違反で告発しました。

(令和6年2月・神戸税関)



[事例3] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中国から航空貨物により

商標権を侵害する衣類等 34点

を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。

(令和6年7月・長崎税関)

